

令和2年度 第1回  
長浜市景観審議会専門部会  
会議要点録

長浜市景観審議会

## 令和2年度第1回長浜市景観審議会専門部会 会議要点録

- 日 時 令和2年6月25日(木) 午前9時30分から午前11時30分まで
- 場 所 長浜市役所5階 5-A会議室
- 出席委員 5人  
奥貫隆(部会長)、石井良一、武田史朗、大村悟子、松居弘次(敬称略)
- 欠席委員 0人
- 事務局 5人  
嶋田都市建設部次長、一居都市計画課長、伊藤副参事、森田主幹、富田主事
- 傍聴人 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、傍聴なし
- 配布資料 資料1 広域景観形成重点区域内における特定工場の緑化について  
資料2 広域景観形成重点区域内の既存特定工場  
資料3 概略 緑化面積及び緑地面積の算定について  
資料4 長浜市景観審議会の設置等に関する規定について  
資料5 情報公開について  
資料6 長浜市景観審議会専門部会 委員名簿

### ○会議要点録

#### 1 開会

#### 2 景観審議会専門部会の運営について

##### 【事務局説明内容】

- ・景観審議会専門部会の運営について、資料4に基づき説明
- ・本会議の原則公開について、資料5に基づき説明

##### 【確認事項】

- ・会議要点録の原則公開について確認

#### 3 審議事項

広域景観形成重点区域における長浜市工場立地法準則条例に基づく特定工場の行為の承認にかかる審査項目の検討

(事務局)

- ・資料1～3に基づき説明

(部会長)

- ・今回は第 1 回の専門部会であることから審査項目など具体的な検討に入る前に幅広い議論を行いたいと考え、多方面から情報を集めてもらった。
- ・長浜市工場立地法準則条例（以下、準則条例という。）の取扱いについて、どのようなスタンスで検討していくか、この専門部会で検討したい。

(委員)

- ・現在の長浜市景観まちづくり計画（以下、景観計画という。）における緑化の数値基準自体の是非にまで議論の幅を広げることは可能か。
- ・この数値基準は、準則条例が適用される特定工場だけではなく、小規模なアパートや倉庫などの非自己住宅に対しても求められているものである。そのことを考えると準則条例にかかるものだけ特別扱いするのはおかしいので、もともとの景観計画の緑化の数値基準自体の見直しを考えるべきだと思う。
- ・長浜市の景観計画における緑化の数値基準は、県内他市に比べても厳しい。県内他市が適用範囲から用途地域を除いているのに対し、本市は用途地域にも数値基準を適用している。

(委員)

- ・なぜ用途地域まで広げたのか。

(部会長)

- ・緑化の数値基準は景観計画策定委員会に諮って決めた。用途地域まで広げたのは、周辺に緑地帯が広がる当時の土地利用状況との調和という視点から、緑化面積率 20%が妥当という判断があったと思う。

(委員)

- ・景観計画の緑化面積率 20%という数字は工場立地法の緑地面積率 20%を勘案したもの。その緑地面積率が条例で自由に定められるようになったのであれば、それに合わせて景観計画の緑化数値基準も変更するという議論があってもよいと思う。

(委員)

- ・用途地域を除くと今回の特例対応とする特定工場数はいくつになるのか。

(事務局)

- ・17 事業所から 9 事業所になる。また 9 事業所の内 4 事業所は工場団地に位置する。

(委員)

- ・県内他市よりも厳しい基準であるが、こうした取組が現在の長浜市の景観をつくってきたのだという印象を持っている。景観計画の基準については他市を参考にしながら、本市が何を大事にするのか考えていくいい機会になると思う。

(部会長)

- ・この専門部会は準則条例に対応することを目的として設置されたものであることから、景観計画の数値基準自体の是非については審議会で検討することとしたい。
- ・審議会には、今回の提案内容を報告し、事務局から景観計画の見直しの可能性について説明されたい。

(委員)

- ・今回の検討にあたり現状の緑化及び緑地面積を把握したほうがよい。

(部会長)

- ・既存不適格となる工場の現状など実態を数値的に把握した上での検討が必要である。

(事務局)

- ・商工振興課と連携して把握に努める。

(委員)

- ・景観は見る方向によって見え方が違う。数字だけでなく、どういう場所に緑化が施されていて、どういう効果があるか議論できる資料があるとよい。

(委員)

- ・道路から見た際の緑化量を測ることも必要と思う。

(部会長)

- ・単に総面積だけでなく、緑化の目的及び効果についても専門部会で議論し、今後の方向性を探っていきたい。

(事務局)

- ・緑地の配置については航空写真から読み取ることもできる。
- ・事務局としてドローンを利用して緑化状況を把握することも考えてみたい。

(部会長)

- ・現状から得られる情報も多いので、イメージを共有するという意味でも一度現地をみることは可能か。

(事務局)

- ・周辺からみるだけであれば、調整は可能だと思われる。

(委員)

- ・他市の資料もあるとよい。

(部会長)

- ・他市の事例をみていると、堺市のガイドラインでは、景観への配慮に留まらず、地域社会への貢献や環境への配慮など、緑の効果、機能について幅広く言及し、位置付けを行っている。また、維持管理についても指摘している。緑は年々成長し、形状が変わるものであるから、植栽後の維持管理についても提示することが必要である。
- ・専門部会の議論のなかで、緑を単なる景観的な効果（緑の量や配置）だけではなく、その後の維持管理や環境保全という視点も入れて検討したい。

(委員)

- ・これまで工場緑化は工場を緑で隠すという意識が強かった。そのため圧迫感のある景観になってしまっていることもあるのではないか。
- ・工場を隠すための緑化という考え方ではなく、工場と緑が調和し、美しいと感じられる景観づくりにシフトしてもよいのではないか。

(委員)

- ・工場周辺の緑化は公害防止のために始まった歴史がある。しかし、工場があるということもひとつの景観だと思う。工業地帯が景観のスポットになっているところもある。
- ・やはり議論は緑の質の話になってくるといけないか。

(委員)

- ・本市の緑化面積の算定では地被植物と高木はダブルカウントできるとされている。見上げたときの緑視量の価値、地表面の緑視量の価値をそれぞれ評価するという考えは当然あるべきだ。適切に管理された緑ならば、その価値を認めていくなど、特例として認めるにあたっては、管理方法や体制も含めたガイドラインを目指してほしい。

(部会長)

- ・緑化面積と緑地面積の算定方法の違いをどのように使い分けていくかについても考え方を整理したい。
- ・緑化計画のなかで緑化の効果・効用について明確に位置づけるなど、申請者を指導する必要がある。
- ・壁面緑化、屋上緑化などをどのように取り扱うか、この機会に考え方を整理したい。長浜市全体としては緑が多い現状ではあるが、市内では屋上ビオトープを整備し、市民に公開している事例もあり、地上面からの見え方だけに捉われずに緑化のあり方を考えていくことも大切である。

(委員)

- ・特例対応の対象となる工場は、準則条例上の緑地面積は確保した状態で出てくるので、ガイドラインでは面積についてではなく、緑化の配置など内容を審査すべきである。

(部会長)

- ・緑化による空間のデザインは選択肢が多様にある。事業者の企業理念や工場の形態などで緑の在り方は異なってくる。周囲の人々の緑に対する好みも千差万別である。そうしたことから、緑化形態について細かく規定するのではなく、創意工夫を求める方向でガイドラインを示していきたい。

(委員)

- ・いろんな緑化の考えがあるなかで、審議会では何らかの判断を下さなければならない。その時に出席した委員の好みで判断が左右されないか。現実的には難しいのでは。

(部会長)

- ・景観に調和しているかどうかというのは、意見が分かれるものであるが、調和してない、美しくない景観については多くのひとの判断が一致するものである。判断が分かれる場合は、意見を求めた上で、表決で決めることもありうる。

(委員)

- ・特例で認めるものは、何年かに一度チェックする体制も必要だと感じた。

(部会長)

- ・竣工後に実際の緑化状況を把握したり、管理体制を確認することも大切である。場合によっては、管理開始後の生育状況についても報告を求めるなど、工場緑化の目的を達成しているかについて確認することを検討したい。

(事務局)

- ・竣工後については現在も完了届で確認している。その後の管理状況の把握については今後の検討課題としたい。

(委員)

- ・事業者にどういったものを求めているのか示したガイドラインはがあると望ましいが、作成の見直しはあるか。

(事務局)

- ・ガイドラインは案件の積み重ねていくなかで作成を検討していきたい。

(部会長)

- ・ガイドラインがないと直ちに混乱が生じる状況ではないが、どこかの段階で事業者や市民に工場緑化のあり方について示すものがあるにこしたことはない。

(委員)

- ・事業者の立場からするとあるにこしたことはない。今年度ということはないが、念頭においておくべきと考える。
- ・工場緑化の考え方を整理するためには、長浜市における景観計画の基準や景観まちづくりの在り方などとも連動する幅の広い議論が必要だと思う。

(委員)

- ・緑に対するイメージは人それぞれ違う。以前、高木が全くない工場兼ショールームを見学したことがある。そこは芝を築山の形に盛り上げて平屋の社屋を引き立たせていた。そういう手法もあることを考えると、環境緑化という概念的な考えに囚われるべきではないと考える。

(部会長)

- ・緑化の形態などは制限せず、いろいろな手法を許容・共有をしていく方向で取り組んでいきたい。
- ・今後の作業スケジュールについて確認したい。

(事務局)

- ・2月の審議会を目処に、新しい緑化基準に対応する考え方を固めたい。次回の専門部会で現地視察を行い、8月に審議会を予定している。そこで専門部会の作業報告と審議を行ったうえで、9月ごろに開催する専門部会で方向性を固める予定である。

(部会長)

- ・8月の審議会に報告して一定の意見をもらい、9月には専門部会としての絞った議論をしたい。

#### 4 その他

- ・次回の専門部会は令和2年7月21日(火)とし、現地視察を行う。

#### 5 閉会

- ・嶋田次長からあいさつ